

2023年12月25日

AI時代における

自動運転車の社会的ルールの在り方検討

サブワーキンググループ 御中

犯罪被害者支援弁護士フォーラム（V S フォーラム）事務局長

弁護士 高橋正人

意見書

当職の基本的な意見は以下のとおりである。

意見の要旨

- 民事免責はもとより刑事免責を拙速に創設をしてしまっては、国民（犯罪被害者）の理解を得ることはできない。
- 現在の自動運転は、交通に関する法令の解釈・裁判例の全てに対応出来ているのであろうか。

意見の理由

第1項について

1 科学の発展は不可欠

科学の発展は、人類の発展であり歴史の必然であって、誰も止めることはできない。しかし、人類にとって不幸をもたらすものであれば、立ち止まって考える時間も必要である。現在のデジタル庁の進め方に、盲点はないだろうか？

科学は必ず間違える。より正確に言うのなら、「科学」が間違えるのではなく、科学技術のための理論構築を人間が間違えるのである。全ての条件設定を最初から漏れなく入れ込むことは不可能だからである。だからこそ、足りない条件設定は何か、挿入した条件設定のどこに勘違いがあったか、それを探究して乗り越えていかなければ科学の発展はありえない。ただし、これは、科学という狭い世界の中で通用する考え方である。

2 科学を利用する主体は国民

そもそも、科学を利用する主体は、人間である。「その国」の科学に限定すれば、その国の「国民」である。国民が納得しなければ、つまり大多数の国民のコンセンサスが得られなければ、科学への信頼は失われ、それを利用する主体が科学の前から立ち去ることになる。それでも、科学の発展を追及するのであれば、それは「科学の暴走」である。

司法の世界に多数決の濫用という言葉があるが、それに対するセーフティネットは法の支配であり、司法の暴走に対するセーフティネットは、国民主権である。自動運転化に対するセーフティネットは、国民主権、具体的には国民のコンセンサスである。

では、コンセンサスを得なければならない国民とは、具体的には誰を念頭に置くべきであろうか？

ユーザーであり、自動メーカーであり、自動車保険会社であり、そして過去の交通犯罪の被害者とこれから生まれるであろう交通犯罪被害者である。その中で、最も強い利害関係を持つ者は、犯罪被害者である（なお、交通「事故」というのは不正確であり交通「犯罪」が正しい。自動車運転死傷行為等処罰違反だからである）。なぜなら、お金は稼げば取り戻せるが、（どんな細胞・組織・器官でも作れるIPS細胞が飛躍的に発展する数百年・数千年後にならない限り）命は取り戻せないからである。

3 国民の理解を得るためにどうすれば良いか

では、自動運転化に対する国民、つまり犯罪被害者の信頼は、どうやれば得られるであろうか。

犯罪被害者が、被害にあったとき、現実を受け入れ、事件に一区切りをつけて前を向けるようになるのは、（命は取り戻せないため）100%ではないにせよ、「被害の回復」を加害者が、加害者にできないなら国家が代行してくれると思うからであり、それが担保されない限り、被害者の信頼は得られない。

では、次に、被害の回復とは何であろうか。経済的な補償はもちろんのことである。しかし、お金さえ払えば、犯罪被害者が納得するであろうと考えるのは、被害を受けたことのない「幸せな第三者」の考えることである。経済的に補償されたからと言って、被害者の怒りが収まるわけではないからである。お金で「全て」を解決できると思うのは、飴玉をしゃぶらせて黙らせることと同じであり、被害者の尊厳を傷つけるものである。これは、全て犯罪被害者等は個人の尊厳が重んじられ尊厳に相応しい処遇を保障される権利があると明記した犯罪被害者等基本法第三条に反するものである。被害の回復とは、加害者にそれ相当の刑罰が課されることも含むものである。

素直に言えば、犯罪被害者の多くは、大切な家族を奪われた仇討ちをしたいと思う人も多い。これは交通犯罪のような過失犯であっても、故意に近い交通犯罪であれば変わりはない。しかし、仇討ちを認めると社会の秩序が乱れる。だから、国家がそれを代行してやろうというのが近代国家の仕組みである。

そして、その仕組みが保障され、加害者に適正な刑罰が課されると信頼するからこそ被害者は、司法を、国家を信頼し、社会の秩序を保つことができ、同時に、被害者の尊厳も守られるのである。

4 結論

以上より、民事免責はもとより刑事免責を拙速に創設してしまっては、国民（犯罪被害者）の理解を得ることはできないと考える。

第2項について

ところで、現在の道路交通法や自動車運転死傷行為等処罰法の解釈適用をするのは、司法つまり裁判例である。現在の運転自動化は、以下のような事案に適切に対処できるのであろうか？なお、これらは、単なる例示に過ぎない。

- 1 信号機による交通整理の行われていない見通しの悪い交差点（別紙図1）
- 2 信号機による交通整理の行われていない横断歩道（別紙図2）
- 3 不定形な信号機（交通整理？）が設置されている交差点（別紙写真）
- 4 制限速度の規制と渋滞

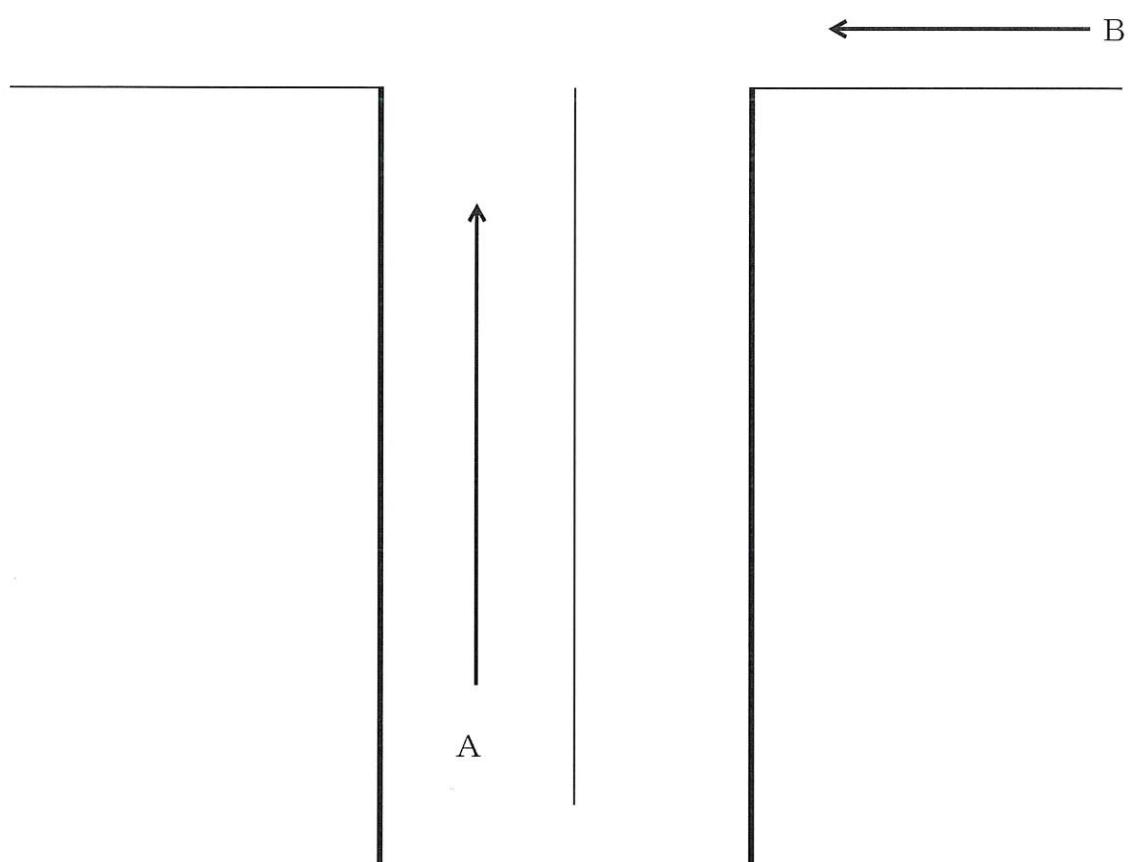
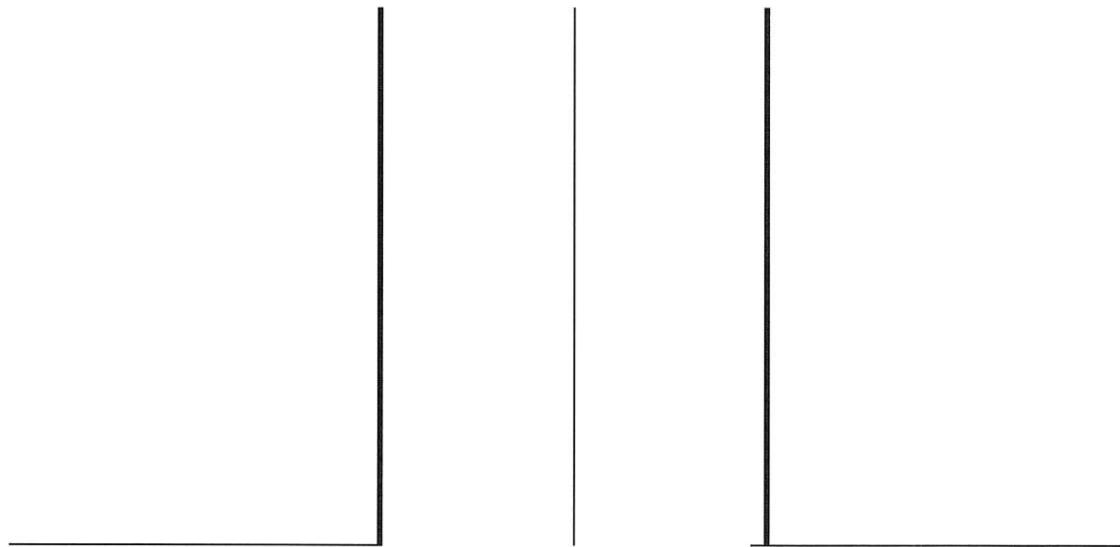


图 1

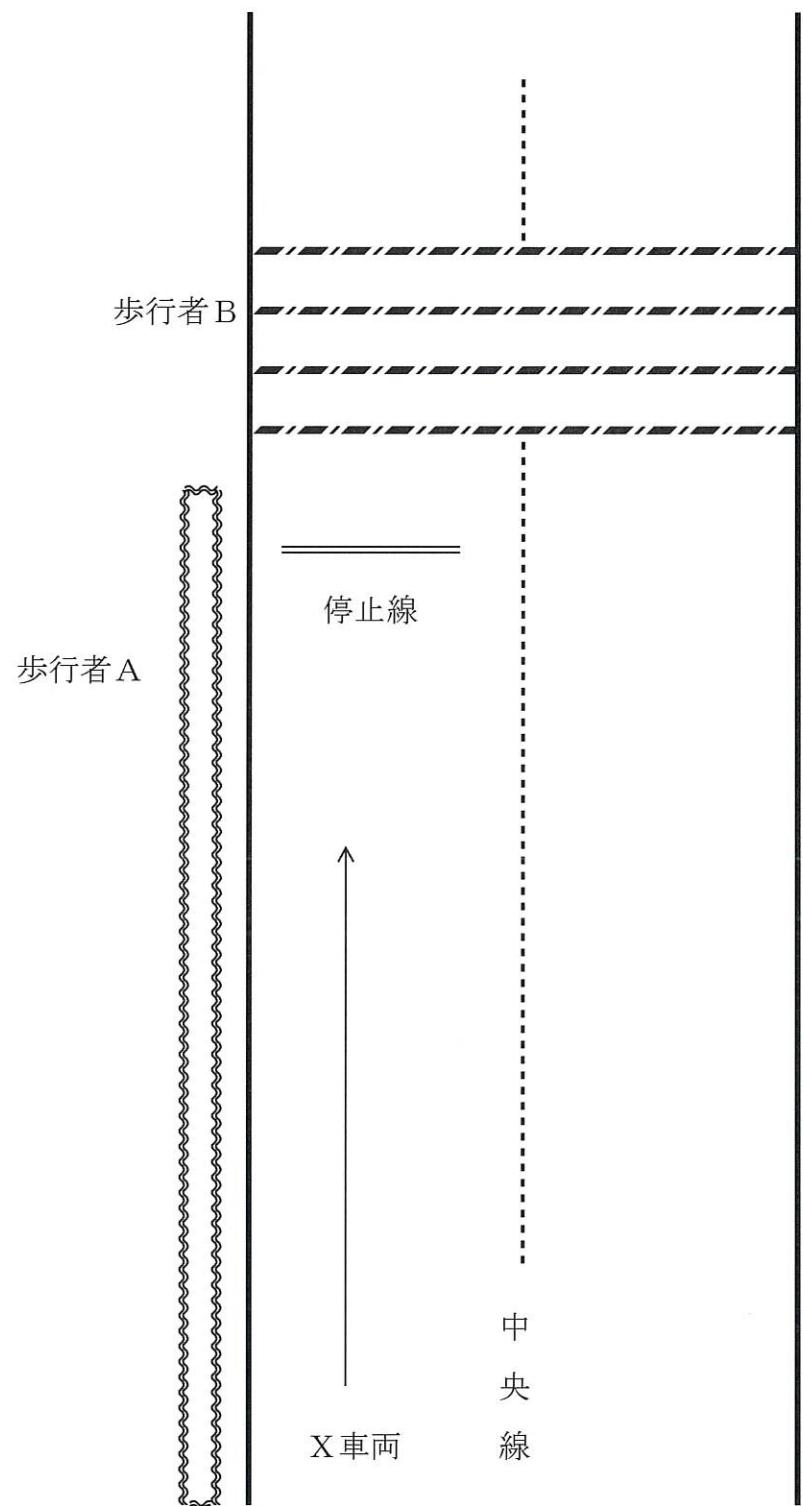


図 2

